

医療

重度心身障害（児）者医療 **身 知 精**

医療保険で支払う自己負担分を助成するものです。本人と扶養者の所得税の課税状況により、自己負担額が 1 割負担または無料になります。（医療保険の給付対象とならない医療費、入院時の食事代、部屋代差額等は自己負担です）

<対象者>

医療保険加入者で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 国民年金障害等級 1 級の障害基礎年金受給者等
- 精神障害者で、恩給法の特別項症及び第 1 項症、その他公的年金各法の障害等級 1 級受給権者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 の 1 級程度の者及び別表第 1 程度の 20 歳以上の者

※本人の市民税所得割額が 23 万 5 千円以上の方は対象となりません。

<重度心身障害（児）者医療証の申請に必要なもの>

- ① 各種手帳等
 - ② 本人・扶養義務者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）
 - ③ 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの健康保険の資格情報画面のいずれか 1 点（受給対象者が記載されているもの）
 - ④ 窓口に来る方の本人確認書類
 - ⑤ 本人及び扶養者が本年 1 月 1 日現在（1 月～6 月に申請する場合は前年 1 月 1 日現在）、鶴岡市に住所がない場合は、上記の他に本人及び扶養者の所得税の課税の有無、本人の市町村民税所得割額が確認できるものが必要…更新時も同様
- 1 月～6 月に申請する場合は前々年、7 月～12 月に申請する場合は前年の源泉徴収票、確定申告書の写し、各種控除額の明細、市町村民税所得割額が記載されている所得課税証明書、市町村県民税額決定通知書等

<重度心身障害（児）者医療証の使用方法>

「重度心身障害（児）者医療証」を健康保険証とともに医療機関の窓口に提示します。基準に応じて医療費の自己負担額の助成が受けられます。

基準内容		自己負担額
本人の 市民税所得割額が 23 万 5 千円未満	本人及び扶養者が 所得税非課税	自己負担なし
	本人または扶養者が 所得税課税	外来・薬局・入院ともに 1 割

＜償還払いの場合＞

山形県外での受診、コルセット等の治療用装具等を作成したとき、やむを得ない理由で重度心身障害（児）者医療証を提示できなかったときは領収証を添えて申請することにより、後から払い戻しを受けることができます。申請の際の持ち物は、申請内容により異なりますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

＜お問合せ＞

市役所国保年金課 電話 3 5 - 1 2 9 2（内線 1 2 4）
各地域庁舎地域づくり推進課

後期高齢者医療 **身 知 精**

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上で、一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

医療機関にかかるときの保険診療について、一部負担金の割合が1割（一定以上所得のある方は2割、または3割）になります。※令和8年4月時点

＜利用できる方＞

身体障害者手帳 1～3級、4級の音声・言語機能障害、4級のうち下肢障害の1号、3号又は4号の方
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている方
公的年金各法の障害者等級1級、2級の障害年金受給者

＜お問合せ＞

市役所 国保年金課 電話 3 5 - 1 2 9 2（内線 1 2 7）
各地域庁舎地域づくり推進課

自立支援医療（精神通院医療） **精**

通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

＜内容＞

原則、医療費の1割負担となります。（世帯の所得水準等で負担上限有り）
※1年毎に更新手続きが必要です。概ね3ヶ月前から申請できます。

＜必要書類＞

1. 自立支援医療費支給認定申請書
2. 自立支援医療診断書＜精神通院医療＞（兼「重度かつ継続」に関する意見書）
3. 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの健康保険の資格情報画面のいずれか1点（受給対象者が記載されているもの）
4. 障害者本人の前年の収入がわかるもの ※下記の収入がある方のみ
○年金（障害・遺族・寡婦）・障害一時金・特別障害給付金の振込通知書の

写しなど

○特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の振込通知書の写しなど

○労災における障害補償給付の振込通知書の写しなど

(6月末以前の申請は前々年のもの、1月1日以降の転入者は、転入前の市町村民税課税証明が必要になる場合があります)

5. 同意書

6. マイナンバーカード

※受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分の氏名とマイナンバーを申請書に記載していただきますので、あらかじめご確認の上、お越しく下さい。

7. 自立支援医療費受給者証(更新・変更の方のみ必要)

＜申請先＞

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して、更生のために必要な医療費の支給を行うものです。

更生医療は、身体障害者手帳が必要です。提供医療が障害に起因する病名である必要があります。ただし、心臓、腎臓、肝臓、免疫機能障害の場合のみ手帳と同時申請が可能です。

育成医療

障害児（将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含むため、身体障害者手帳は必須ではありません。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対して、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行うものです。

＜対象となる障害と標準的な治療の例＞

- 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出手術、網膜剥離→網膜剥離手術など
- 聴覚障害・・・鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術
- 言語障害・・・外傷性又は手術後の発音構語障害→形成術
- 肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術等
- 内部障害

＜心臓＞・・・先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術

＜腎臓＞・・・腎臓機能障害→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

＜肝臓＞・・・肝臓機能障害→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

＜小腸＞・・・小腸機能障害→中心静脈栄養法

＜免疫＞・・・H I Vによる免疫機能障害→抗H I V療法、免疫調節療法など

＜その他の先天性内臓障害＞

先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂など

<内容>

医療保険の範囲で医療費が軽減され、自己負担は原則として医療費の1割となります。ただし、非課税世帯等は、月額で負担上限額が設定されています。保険対象外の医療費は、対象外となります。

治療前に申請していただく必要があるので、必ず指定医療機関に相談してください。
※注意※ 手続きが遅れると該当しない場合がありますのでご注意ください。

<必要書類>

1. 自立支援医療費支給認定申請書（市ホームページからダウンロード可能）
受診医療機関が指定医療機関（病院・薬局）であり、医療の種類ごと、薬局の利用の有無確認が必要です。
2. 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの健康保険の資格情報画面のいずれか1点（受給対象者が記載されているもの）
3. 障害者本人の前年の収入がわかるもの
（6月末以前の申請は前々年のもの、1月1日以降の転入者は、転入前の市町村民税課税証明が必要になる場合があります）
4. 医療保険の高額療養費で多数該当を証明するもの（支給通知書の写し）
※更生医療の申請で、該当する方のみ
5. 意見書及び医療費概算額算出明細書
（※治療開始予定日が申請日以降であること）
6. マイナンバーカード
※受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分の氏名とマイナンバーを申請書に記載していただきますので、あらかじめご確認の上、お越しく下さい。

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課